

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

## 目 次

### ◇規 則

国営干拓事業に係る負担金の額の算定の基礎となる単価を定める規則(耕地課)

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則(地方課)

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)

### 公布された規則のあらまし

◇国営干拓事業に係る負担金の額の算定の基礎となる単価を定める規則

- 一 県が土地取得者から徴収する国営干拓事業に係る負担金の額の算定の基礎となる土地の種類ごとの単価を次のとおりとすることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 軽油引取税について、みなす課税に係る製造届出書の様式を廃止することとした。
- 二 その他所要の規定の整備をすることとした。
- 三 この規則は、平成元年十月一日から施行することとした。

◇市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

- 一次の基準税額等の算定方法の一部を変更することとした。(第三条、第八条関係)
- 1 市町村民税の所得割に係る基準税額
- 2 自動車取得税交付金の基準額
- 二次の基準税額等の算定方法に係る規定を削除することとした。(第四条、第七条関係)

土地の所在地	土地の種類	畑		単価(一〇アール当たり)
		雑種地	共同施設用地	
境港市中海干拓地	雑種地	暫定水源施設用地	共同施設用地	一、二七〇、〇〇〇円
		雑種地	共同施設用地	
		暫定水源施設用地	共同施設用地	一、二二七、〇〇〇円

- 1 市町村たばこ消費税の基準税額
  - 2 電気税の基準税額
  - 3 ガス税の基準税額
  - 4 木材引取税の基準税額の算定に用いる用途別の素材生産推定量
  - 三 市町村たばこ税、旧電気税及び旧ガス税の基準税額に関し、平成元年度における算定方法の特例措置を講ずることとした。  
(附則第三項(第五項関係))
  - 四 この規則は、公布の日から施行し、平成元年度分の普通交付税から適用することとした。
- ◇鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則
- 一 特別医療費の助成の対象となる疾病から血友病を除くこととした。
  - 二 この規則は、公布の日から施行し、平成元年四月一日以後に受けた治療から適用するものとする事とした。

規 則

国営干拓事業に係る負担金の額の算定の基礎となる単価を定める規則をここに公布する。

平成元年九月二十九日

鳥取県規則第六十号

国営干拓事業に係る負担金の額の算定の基礎となる単価を定める規則

鳥取県国営干拓事業負担金徴収条例(昭和四十三年三月鳥取県条例第四号)第三条に規定する規則で定める単価は、次の表のとおりとする。

土地の所在地 境港市中海干 拓地	土地の種類		単価(一〇アール当たり)
	畑	雑種地	
	共同施設用地	暫定水源施設用地	一、二七〇、〇〇〇円 一、二七〇、〇〇〇円 一、二二七、〇〇〇円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十一号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第五十四条及び第五十五条を次のように改める。

第五十四条及び第五十五条 削除

様式目次中 「第六十八号様式 軽油以外の炭化水素油製造届出書」を「第六十九号様式 軽油引取税特別徴収義務者の証」

第六十八号様式 削除

第六十九号様式 削除 に改める。

第六十八号様式及び第六十九号様式を次のように改める。

第六十八号様式及び第六十九号様式 削除

附 則

この規則は、平成元年十月一日から施行する。

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十二号

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する

規 則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則（昭和六十二年九月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の算式中「74,225円」を「75,186円」と、「0.99372621」を「0.998500520」に改め、同条の算式の符号B中「0.998」を「1.022」に改め、同条の算式の符号C中「昭和61年度」を「昭和62年度」と、「1.031」を「0.615」に改める。

第四条から第七条までを削る。

第八条の算式中「0.999496565」を「0.999870173」に改め、同条の算式の符号B中「 $\sqrt{\frac{a}{b} + 1.077}$ 」×0.954」を「 $\sqrt{\frac{a}{b} + 1.129}$ 」×0.877」に改め、同条を第四条とする。

附則第三項を次のように改める。

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法の特例）

3 平成元年度における市町村たばこ税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{ (A \times 0.9167) \times B \} \times 1.4685 \} \times 0.999458602$$

(A×0.9167) 及び { (A×0.9167) × B } に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

A 前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの間に当該市町村の

区域内における地方税法の一部を改正する法律（昭和63年法律第110号。以下「改正法」という。）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧地方税法」という。）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については旧地方税法第467条第3項の規定によつて換算した本数とし、当該製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。以下この項において同じ。）

B 次の算式によつて算定した売渡し等に係る製造たばこの本数の市町村ごとの伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この項において同じ。）

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 0.9947\right) \times 0.9848$$

a 前記Aに同じ。

b 当該年度の前4年度の3月1日から前3年度の2月末日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数  
附則第三項の次に次の二項を加える。

（旧電気税の基準税額の算定方法等の特例）

4 平成元年度における改正法附則第二十二條第一項に規定する旧電気税（以下この項において「旧電気税」という。）の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\left[\left(A \times \frac{2}{12}\right) \times 0.9342\right] \times 0.75 \times 0.999972588$$

算式の符号

A 前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの電気料金（旧地方税法第488条に規定する料金相当額を含む。）に係る旧電気税として、電気事業者又は自家発電者が前年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額の合算額

（旧ガス税の算定方法の特例）

5 平成元年度の前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの電気料金（旧地方税法第488条に規定する料金相当額を含む。）に係る旧ガス税として、ガス事業者が前年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額の合算額

算式

$$\left[\left(A \times \frac{2}{12}\right) \times 1.2184\right] \times 0.75 \times 1.000370645$$

算式の符号

A 前々年度の3月1日から前年度の2月末日までのガス料金（旧地方税法第488条に規定する料金相当額を含む。）に係る旧ガス税として、ガス事業者が前年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額の合算額

別表第一の表を次のように改める。

課税標準額の段階	乗率
五万円以下のもの	九・二六八
五万円を超え十万円以下のもの	二・二二九
十万円を超え二十万円以下のもの	一・五〇八
二十万円を超え四十万円以下のもの	一・一〇一

別表第二の表を次のように改める。

四十万円を超え六十万円以下のもの	一・〇一五
六十万円を超え百三十万円以下のもの	一・〇〇四
百三十万円を超え二百六十万円以下のもの	一・〇〇一
二百六十万円を超えるもの	一・〇〇〇

鳥取市	一・〇〇六	一・二三六	東郷町	〇・九八〇	〇・八二六
米子市	〇・九九五	一・一六四	三朝町	〇・九八三	〇・七一六
倉吉市	一・〇〇〇	〇・九八七	関金町	〇・九八〇	〇・五八六
境港市	〇・九九三	一・〇〇四	北条町	〇・九九一	〇・六九六
国府町	一・〇〇〇	〇・八四四	大栄町	一・〇一三	〇・八三〇
岩美町	〇・九九三	〇・八〇六	東伯町	一・〇〇五	〇・八一〇
福部村	一・〇一九	〇・六〇二	赤碓町	一・〇一二	〇・七七八
郡家町	〇・九八二	〇・八〇一	西伯町	〇・九七二	〇・七六六
船岡町	〇・九九一	〇・七六四	会見町	〇・九八四	〇・七六七
河原町	〇・九九六	〇・七八〇	岸本町	〇・九八七	〇・八二八
八東町	〇・九九〇	〇・七八六	日吉津村	一・〇〇四	一・〇八八
若桜町	〇・九九七	〇・七七三	淀江町	一・〇〇四	〇・八五六
用瀬町	〇・九九二	〇・八〇四	大山町	〇・九九四	〇・七〇九
佐治村	〇・九七四	〇・五九五	名和町	〇・九八五	〇・七八二
智頭町	〇・九九一	〇・七八五	中山町	〇・九七九	〇・八三七
気高町	〇・九八五	〇・七四八	日南町	〇・九八二	〇・六八七
鹿野町	一・〇〇六	〇・六四五	日野町	〇・九五五	〇・八一三

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の規定は、平成元年度分の普通交付税から適用する。

青谷町	一・〇〇二	〇・七三二	江府町	〇・九九〇	〇・七二五
羽合町	一・〇〇三	〇・七二七	溝口町	〇・九七八	〇・七八七
泊村	〇・九八六	〇・六四一			

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十三号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則（昭和四十八年十月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表疾病の欄中「又は血友病」を削り、同表患者の欄中「（二十歳未満の者で十八歳未満において血友病の治療を受け、引き続き当該治療を受けているものを除く。）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県特別医療費助成条例施行規則の規定は、平成元年四月一日以後に受けた治療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】